

# EU AI Act Omnibus 暫定合意：日本企業が知っておくべき変更点と実務対応ロードマップ

2026年5月の暫定合意による適用時期の延期と新禁止事項の整理、日本企業の実務対応を明確化。

## 暫定合意の5つの柱



高リスクAIの適用開始時期を固定日付で延期  
スタンドアロン型：2027年12月2日  
製品組込み型：2028年8月2日



ディープフェイク・CSAM規制の強化  
非同輩の性的コンテンツ、児童性的虐待コンテンツの生成を禁止類型に追加。



AI生成コンテンツの透明性義務  
人工的に生成・改変されたコンテンツのマーキング義務の実施期が2026年12月2日に確定。



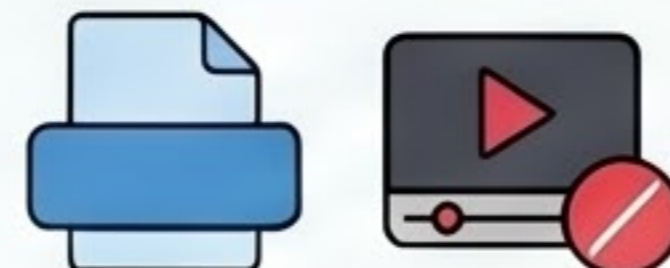
AI Officeの権限強化  
GPAIモデルやAIシステムの一体提供など、EUレベルでの監督・執行権限が強化・整理。



既存の製品安全法との重複整理  
医療機器や機械規則など、既存の筆法にAI固有の要件がある場合の二重規制を回避する調整。

### 生成AIの透明性・新禁止条項

2026年12月2日



AI生成コンテンツのマーキング対応、性的ディープフェイク等の新禁止類型への対策が必須。

### スタンドアロン型高リスクAI

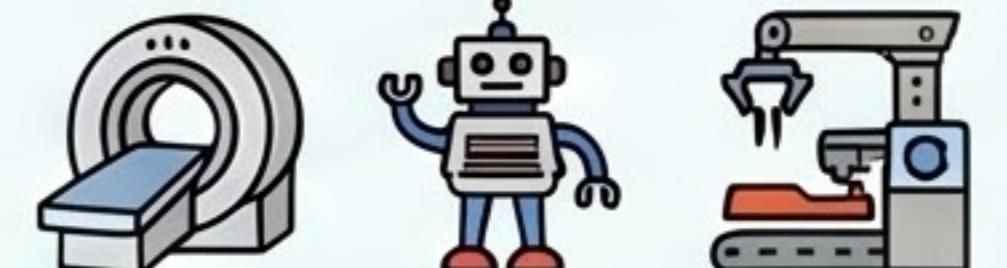
2027年12月2日



Annex IIIに該当する高リスクAI（鑑用、与信、教育等）への義務が全面適用。

### 製品組込み型高リスクAI

2028年8月2日



Annex IIに該当する規制製品（医療機器、玩具、機械等）に組み込まれたAIへの適用が開始。

### 業種別の影響と優先対応

#### IT・クラウド・広告（最速）

生成AIのマーキング義務やコンテンツポリシー整備が2026年末までに必要。

#### 金融・人重（中期）

与信や採用などのAnnex III高リスクAIについて、2027年末までのガバナンス構築が果成。

#### 製造・医療機器・モビリティ（中期～長期）

既存のCEマーキングや品質管理システム(QMS)とAI Act要件の統合、適合性評価の再設計が求められる。

### 違反時の罰則リスク（維持）



禁止対象のAI利用  
全世界売上高の**7%** 又は **3,500万ユーロ** (いずれが高い方)



その他の義務違反  
全世界売上高の**3%** 又は **1,500万ユーロ** (いずれが高い方)



虚偽情報の提供  
全世界売上高の**1.5%** 又は **750万ユーロ** (いずれが高い方)

### 最優先アクションチェックリスト



スコープ判定とAI在席の棚卸し  
自社のAIがAnnex I/III、GPAI、透明性難題のどこに該当するかを一枚の台帳で可視化する。



役割分担と契約の整理  
プロバイダー、デプロイヤー、OEM等の役割を明確化し、ログ保持や柱拠文書作成の責任を契約で割り固る。



生成AIの技術的対策  
ウォーターマーキングの実装、ガードレール設定、訓練プロ、リテラシー研修の記録化を計画する。